

贈与税の申告 e-Taxで!!

まずは…

パソコンで作成

国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)
の「確定申告書等作成コーナー」で
贈与税の申告書を作成!!

さらに…

ネットで申告・納税

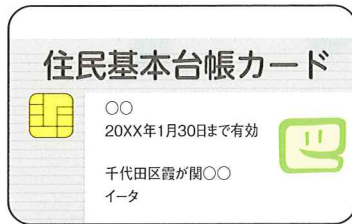
贈与税の申告書の作成が終わったら
「確定申告書等作成コーナー」から
e-Taxへ送信ができます!!

作成した申告書等は、印刷して
郵送等で提出することもできます。



e-Tax を利用するには・・・

1 STEP 電子証明書等の準備



電子証明書 (IC カード)

住民票のある市役所等の窓口で、住民基本台帳カードを入手し、「電子証明書発行申請書」等を提出して電子証明書(公的個人認証サービスに基づく電子証明書)の発行を受けてください。

詳しくは、住民票のある市役所等へお問い合わせください。

- ※ 税理士等が税務書類(データ)を作成し、納税者に代わって送信する場合には、納税者本人の電子署名を省略することができます。
- ※ 電子証明書の取得には費用がかかります。また、「公的個人認証サービス」の電子証明書の有効期限は3年となっており、有効期限を過ぎた場合には、新たに取得する必要があります。具体的な取得方法及び費用については、発行機関にお尋ねください。

2 STEP ICカードリーダーの購入

利用する電子証明書が IC カードに格納されている場合は、IC カードリーダーが必要です。

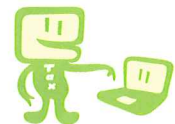
- ※ 利用する電子証明書の仕様に合ったもの確認の上、家電販売店などで買い求めください。



3 STEP 国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」へ

「確定申告書等作成コーナー」は画面の案内に従って金額等を入力すれば税額等が自動計算され、贈与税の申告書が作成できます。

- ※ e-Taxへ送信するには利用者識別番号が必要となりますが、既に取得されている場合には贈与税で改めて取得していただく必要はありません。(取得していない場合は、「確定申告書等作成コーナー」で取得することができます。)
- ※ 「確定申告書等作成コーナー」で電子証明書等の初期登録を行い、そのまま作成した申告等データをe-Taxへ送信することができます。
- ※ 「確定申告書等作成コーナー」では、税理士等が納税者に代わって申告等データを作成し、e-Taxへ送信することができます。
- ※ 平成24年分の「確定申告書等作成コーナー」は、国税庁ホームページに平成25年1月上旬に公開予定です。
- ※ 贈与税の申告書の作成については、e-Taxソフトをダウンロードして作成することはできませんので、「確定申告書等作成コーナー」をご利用ください。



税務署での面接による個別相談(関係書類等により具体的な事実関係を確認させていただく必要がある相談等)を希望される方は、待ち時間なく相談に対応できるよう、あらかじめ電話により面接日時を予約(事前予約制)していただくこととしておりますので、ご協力をお願いします。

なお、確定申告期に設置される相談・受付会場で申告書を作成される場合は、事前予約は承っておりません。

e-コクセイ

e-Tax・作成コーナーヘルプデスク(0570-01-5901) ※お間違いのないよう、十分にご確認の上、おかけください。

▶月曜日～金曜日 午前9時～午後5時(祝日等及び12月29日～1月3日を除きます。)

e-Taxの利用開始のための手続、確定申告書等作成コーナー及びその利用のためのパソコン操作等に関する問い合わせに、電話で対応する専用窓口です。

